



成年後見制度利用促進体制整備の取組 ～宮崎県の取組状況～

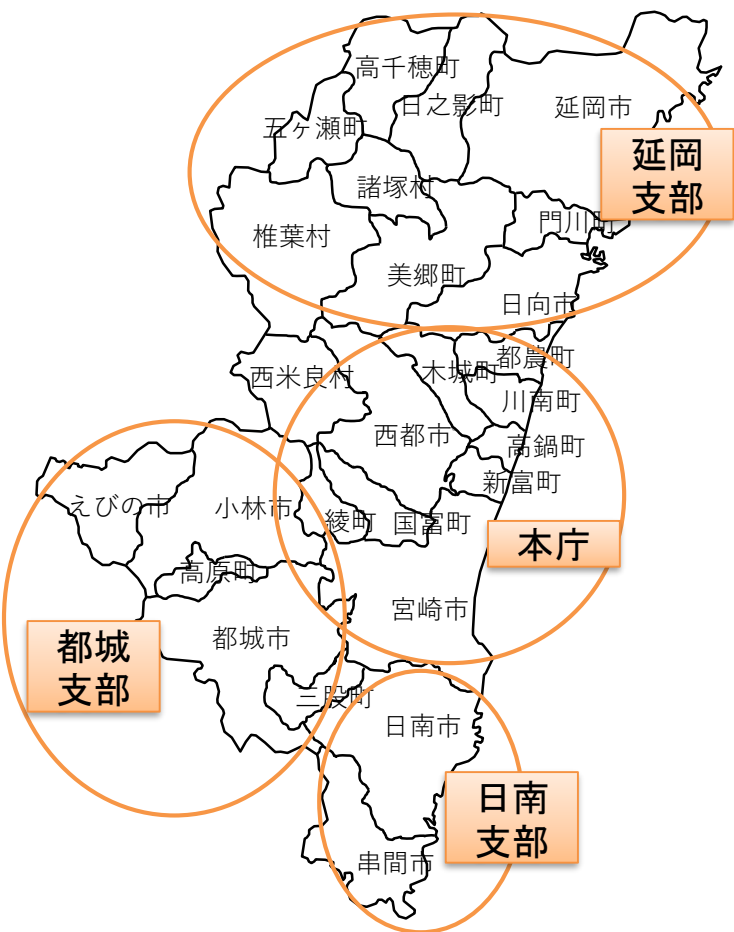
令和3年4月28日

成年後見制度利用促進専門家会議
第3回ワーキンググループ

宮崎県福祉保健部長寿介護課
医療・介護連携推進室



I. 宮崎県の概要



面積		7,735km ²
市町村数		26市町村 (9市14町3村)
宮崎家庭裁判所 (本庁・支部数)		本庁・3支部
総人口 (R2.10.1時点推計) ※1		1,063,324人
65歳以上の高齢者数 (R2.10.1時点推計) ※1		345,558人
最大母数	介護保険認定者数 ※2	58,359人
	療育手帳の所持者数 ※2	11,437人
	精神障害者保健福祉手帳の所持者数 ※2	9,364人
	計	79,160人
有効母数	認知症高齢者 (日常生活自立度Ⅱ以上) 数 ※3	42,387人
	療育手帳A判定所持者数 ※2	4,682人
	精神障害者保健福祉手帳1級所持者数 ※2	644人
	計	47,713人
一部想定数	日常生活自立支援事業の利用者数 ※2	678人
成年後見制度利用者数 (R2.6.1時点概数) ※4		2,631人
後見受任可能な専門職等団体会員数 (R2.4.1時点) ※5		308人
法人後見受任法人数 (うち社協) ※4		16法人 (8社協)

※1 宮崎県統計調査課「宮崎県の推計人口」

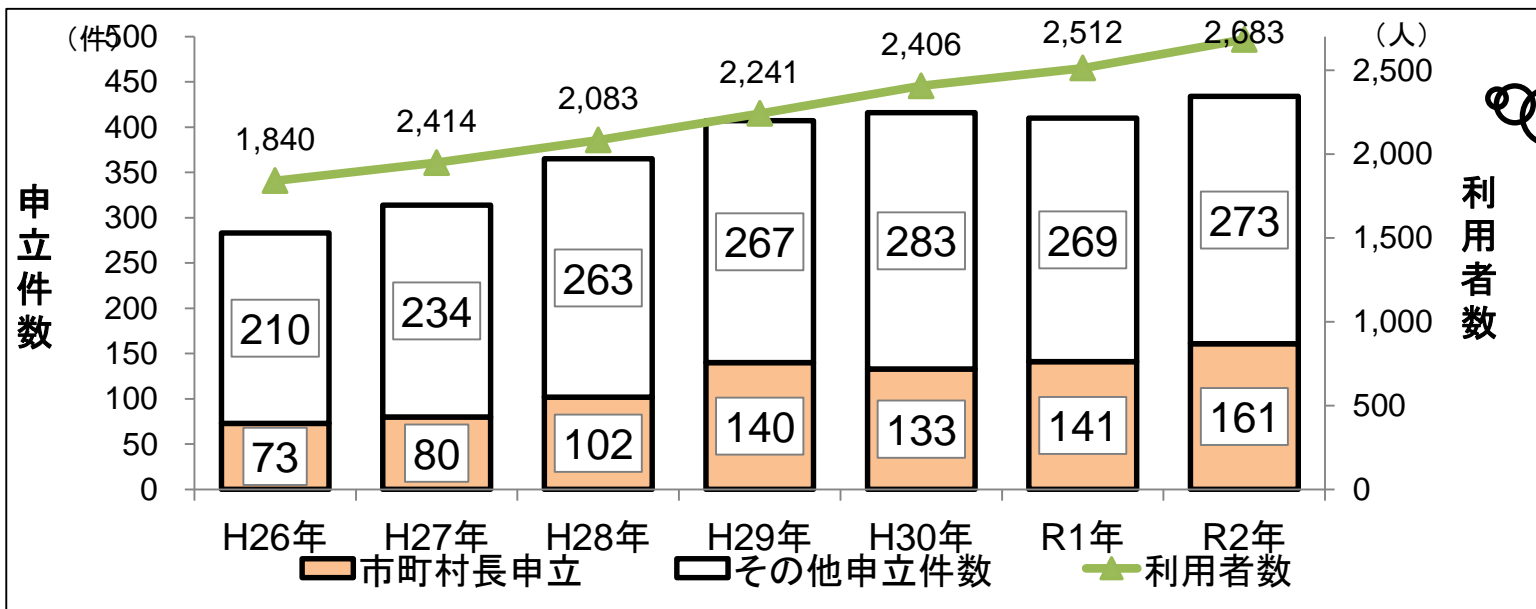
※2 厚生労働省成年後見制度利用促進室調査 (R2.10.1時点について照会。市町村により時点が異なる場合がある。)

※3 宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室調べ

※4 宮崎家庭裁判所調べ

※5 宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室調べ (弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士の会員総数)

宮崎県・申立件数及び市町村長申立件数、 成年後見制度利用者数の推移



【申立件数】
平成26年以降増加
【利用者数】
年々増加（増加率
も増加傾向）

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
申立件数 (件)	283	314	365	407	416	410	434
市町村長申立	73	80	102	140	133	141	161
市町村長申立割合	25.8%	25.5%	27.9%	34.4%	32.0%	34.4%	37.1%
成年後見利用者数 (人)	1,840	1,948	2,083	2,241	2,406	2,512	2,683
(前年比・増加率)	—	5.9%	6.9%	7.6%	7.4%	4.4%	6.8%

※1 宮崎家庭裁判所統計に基づく概数。今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

※2 申立件数は、成年後見・保佐・補助開始及び任意後見監督選任事件の合計数

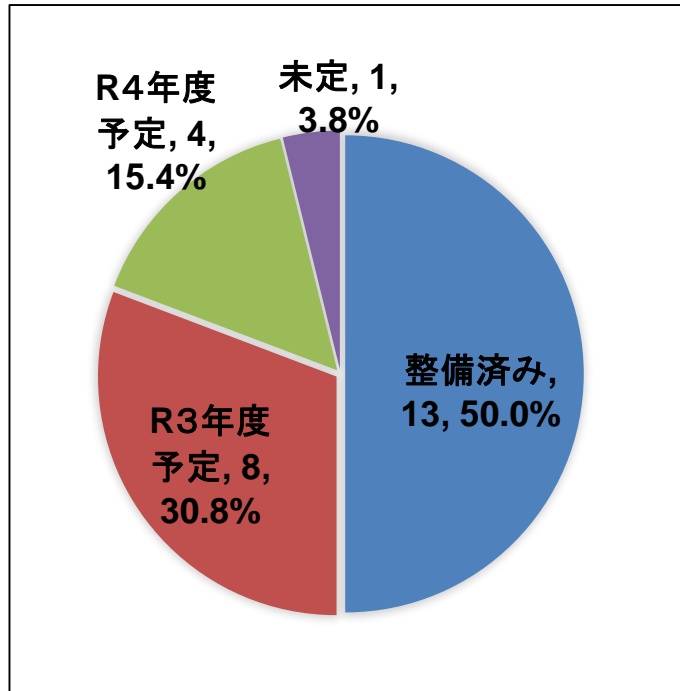
※3 申立件数は当該年の1月から12月までに申立があった件数

※4 市町村長申立件数は、当該年の1月から12月までの申立件数

※5 成年後見制度利用者数は、各年12月末日現在

宮崎県内26市町村の体制整備状況（令和3年4月1日時点）

【中核機関の整備】

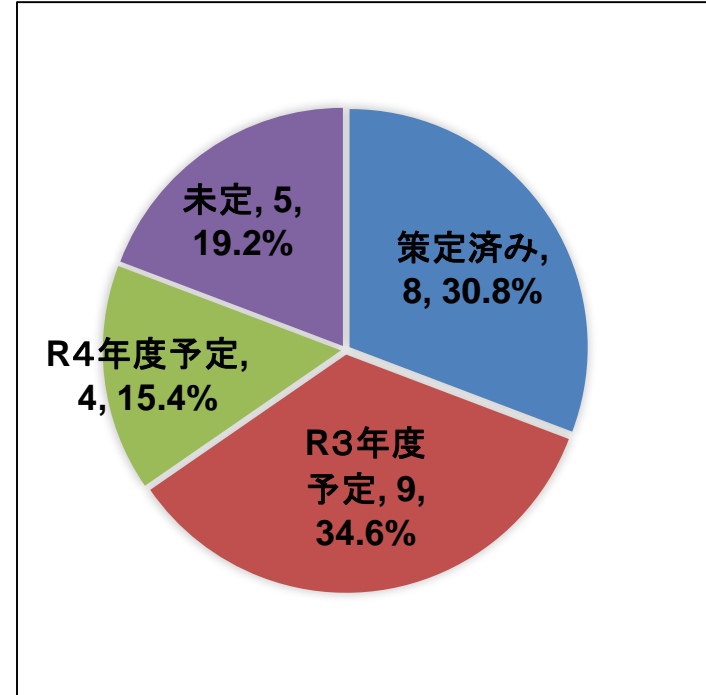


整備済み(R3年4月1日時点)

都城市、延岡市、日南市、串間市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町

令和3年3月長寿介護課調べ

【市町村計画の策定】



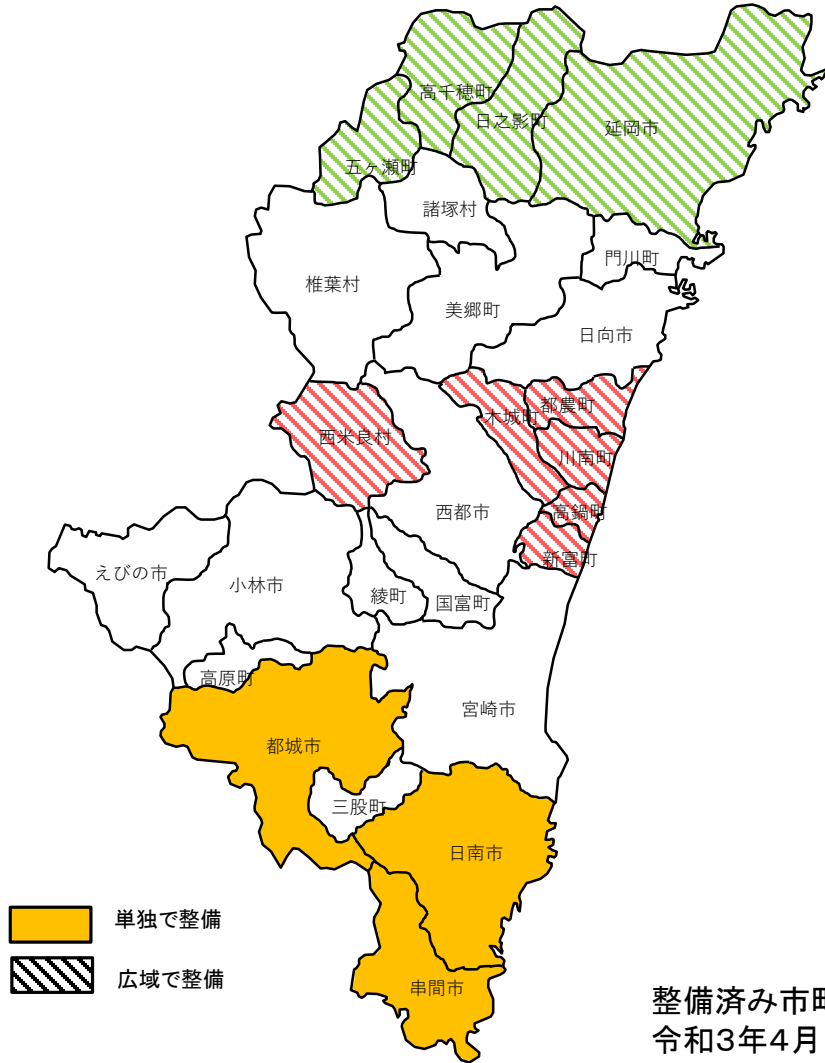
策定済み(R3年4月1日時点)

都城市、日南市、小林市、串間市、えびの市、高原町、新富町、川南町

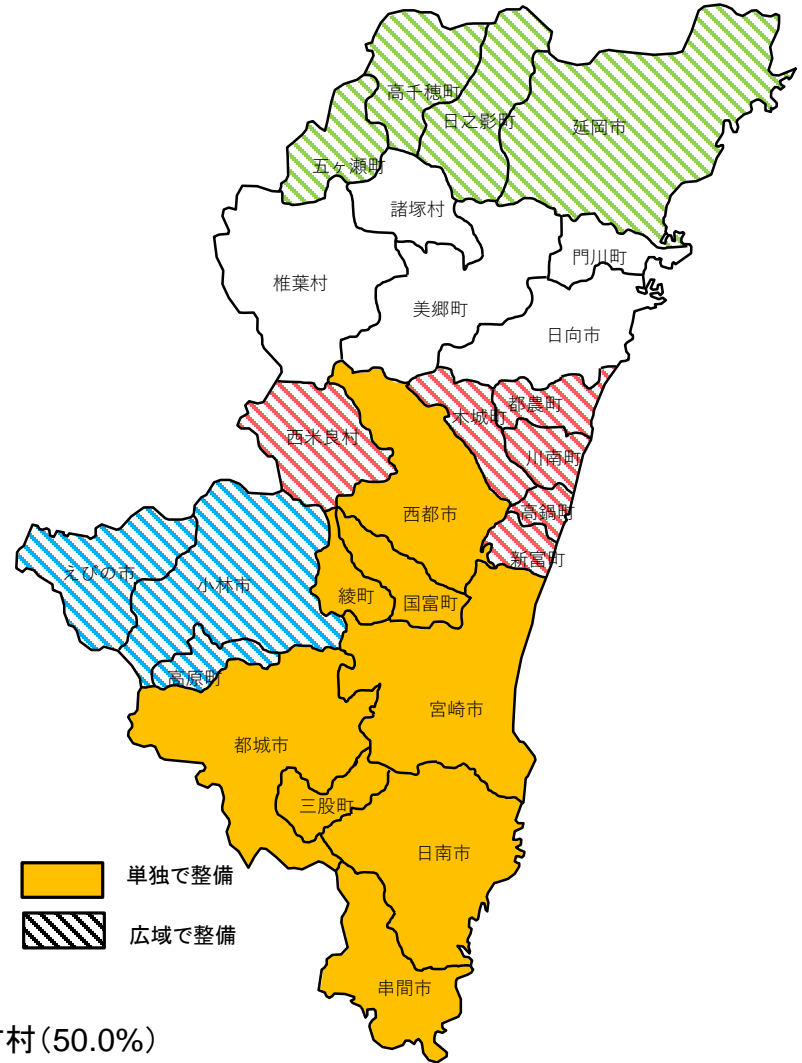
令和3年3月長寿介護課調べ

県内市町村の中核機関の整備状況

整備済み(令和3年4月時点)



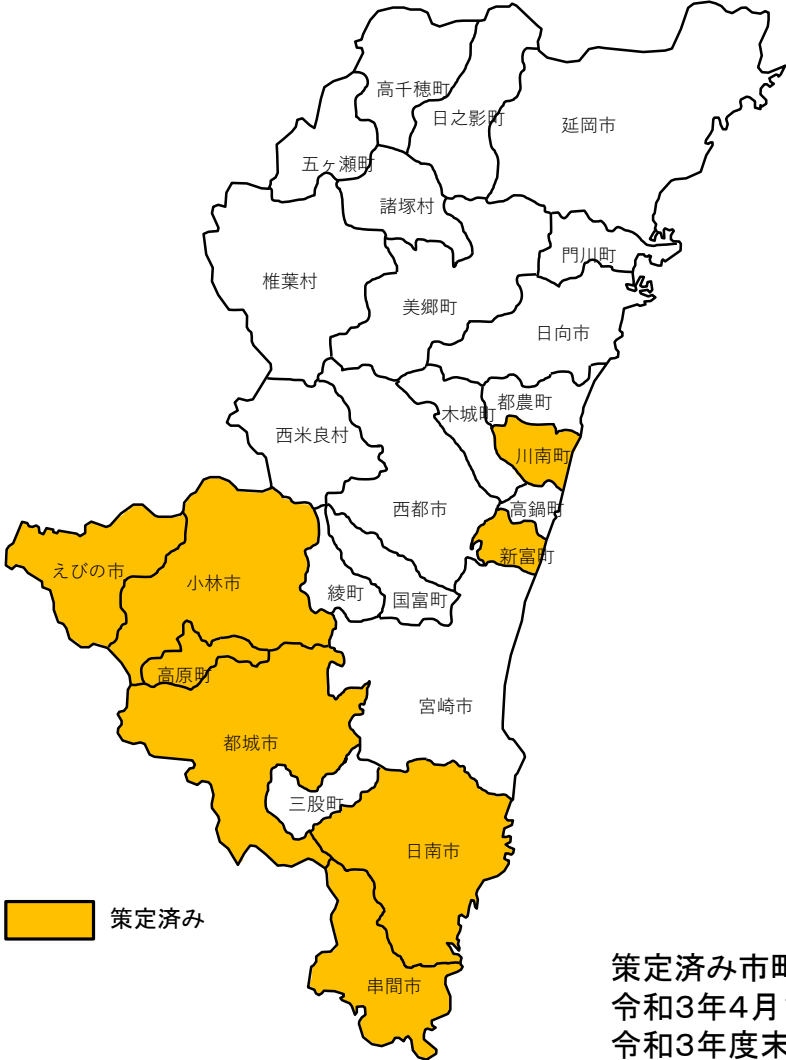
整備済み+整備予定(令和3年度中)あり



整備済み市町村
 令和3年4月1日時点 13市町村(50.0%)
 令和3年度末予定 21市町村(80.8%)

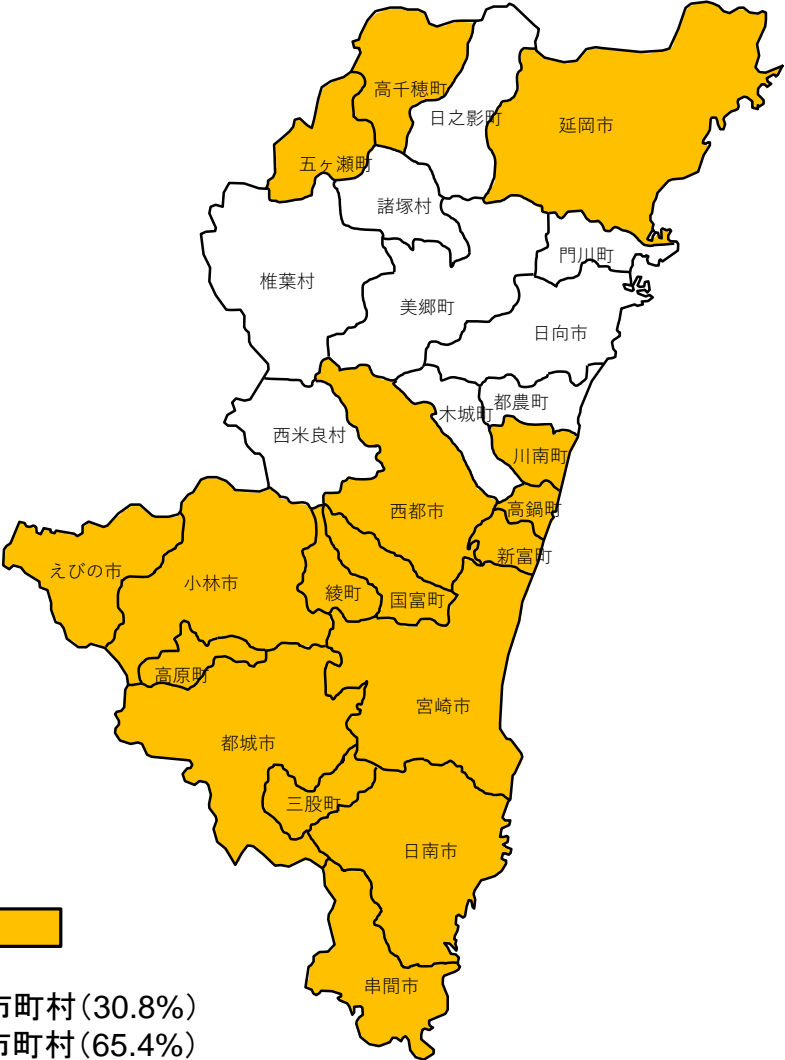
県内市町村の基本計画の策定状況

策定済み(令和3年4月時点)



策定済み市町村
 令和3年4月1日時点 8市町村(30.8%)
 令和3年度末予定 17市町村(65.4%)

策定済み+策定予定(令和3年度中)あり



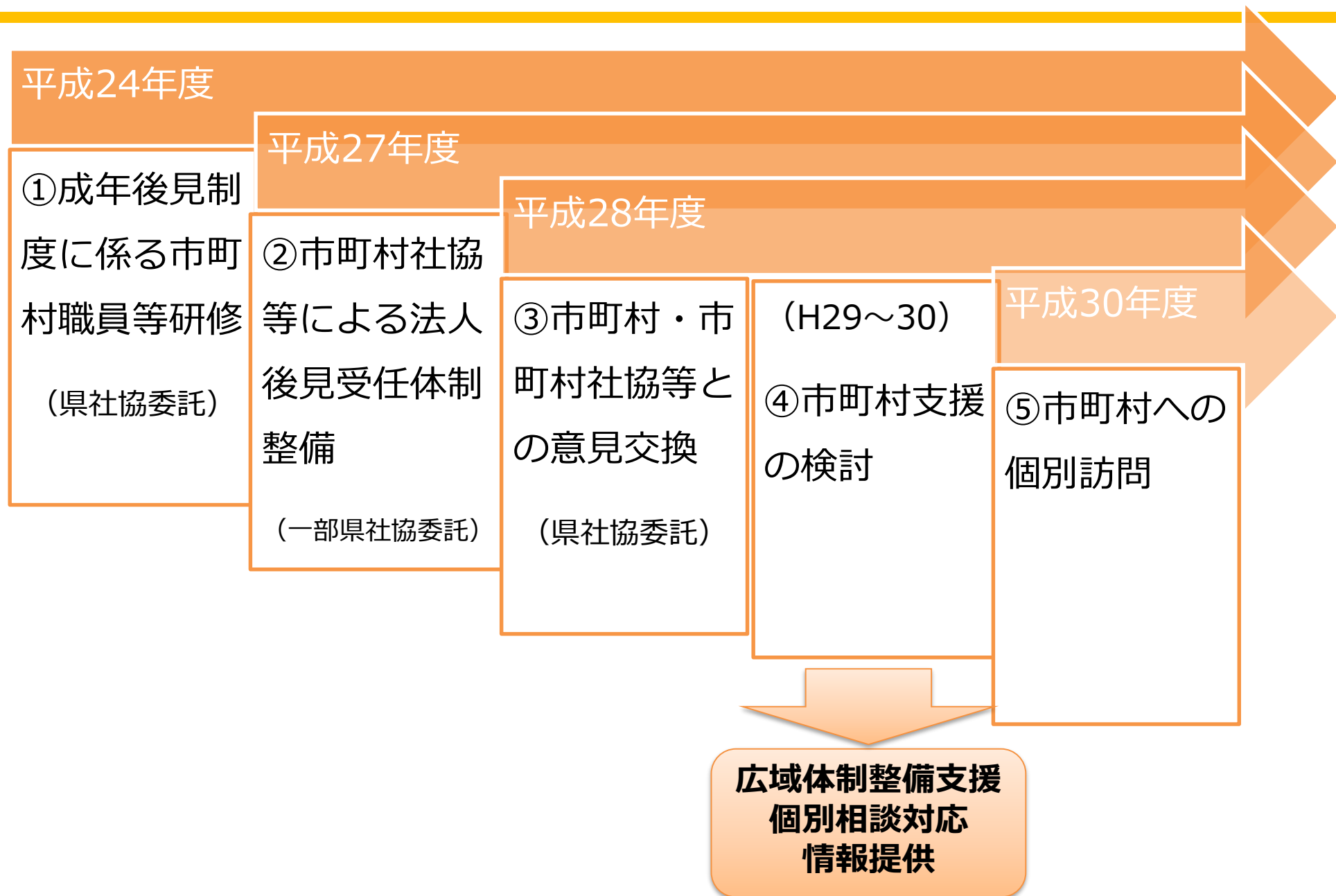
Ⅱ．宮崎県の取組

1．宮崎県におけるこれまでの取組

- ①成年後見制度に係る市町村職員等研修
- ②市町村社協等による法人後見受任体制整備
- ③市町村・市町村社協等との意見交換
- ④市町村支援の検討
- ⑤市町村への個別訪問

2．今後の方向性

1. 宮崎県におけるこれまでの取組（市町村支援）



①成年後見制度に係る市町村職員研修の実施

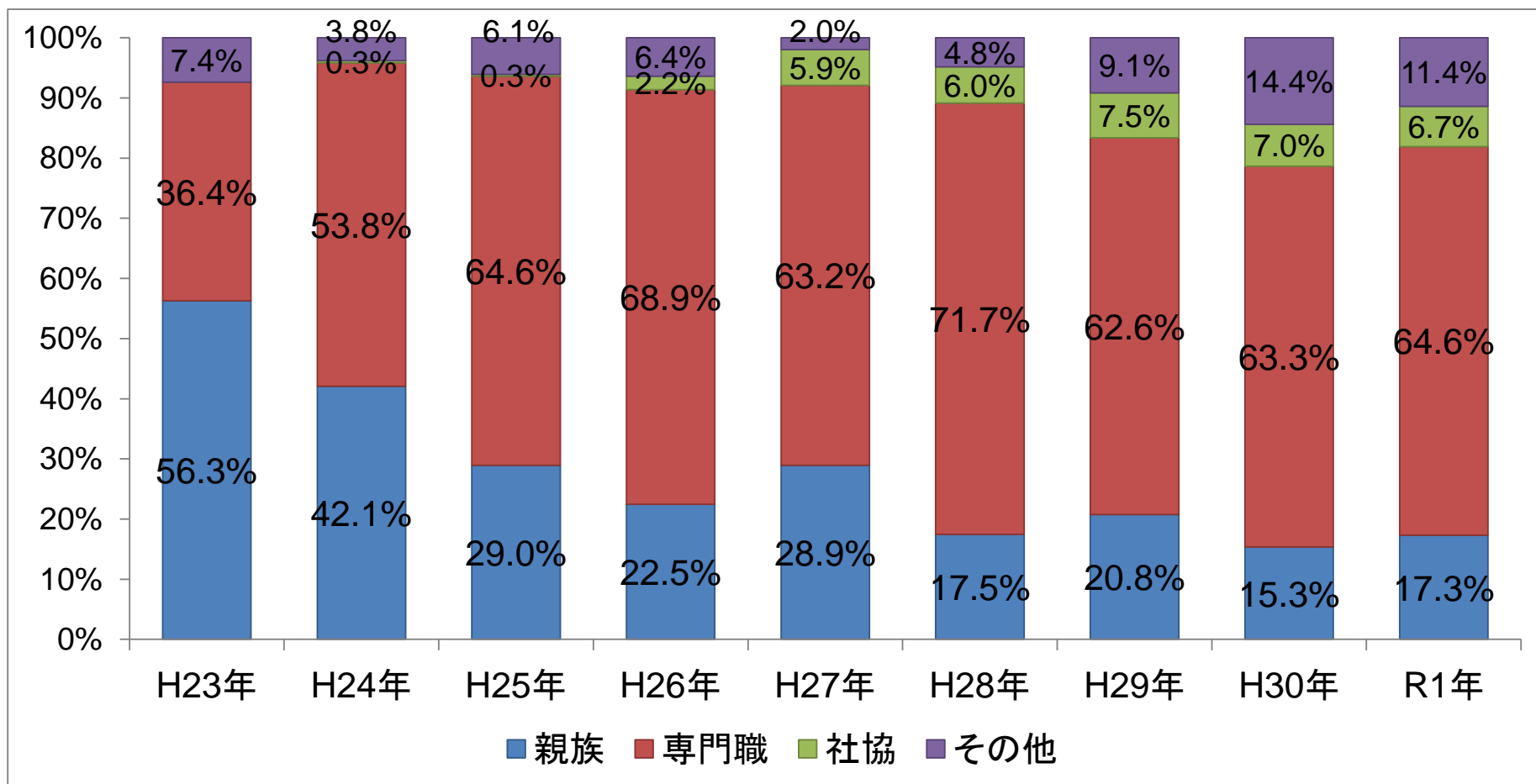
- 宮崎県高齢者保健福祉計画（H24～26年度）において、「認知症高齢者支援策の充実」として権利擁護の推進（市町村長申立て等の取組支援）を明記し、平成24年度より市町村長申立ての実務研修、相談対応・支援を実施（県社協委託）

年度	高齢者虐待防止		成年後見制度
平成24年度	高齢者虐待対応支援事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:相談窓口の設置、高齢者虐待専門職チームによる専門相談	高齢者施設における権利擁護研修事業 (老人保健施設協会委託) 内容:権利擁護推進員養成研修、看護実務者研修 対象:高齢者施設の介護実務従事者	高齢者を支える法定成年後見制度活用支援事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:相談窓口の設置、市町村職員等研修、専門職研修
平成25～26年度	高齢者権利擁護支援事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:相談窓口(虐待防止、成年後見)の設置、市町村職員等研修、専門職研修	"	
平成27年度	"		権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:講演会、市町村社協職員等研修会
平成28～29年度	高齢者権利擁護支援事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:相談窓口(虐待防止、成年後見)の設置、市町村職員等研修、高齢者施設職員等研修、市町村の啓発活動支援		権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:法人後見支援員研修、法人後見専門員研修
平成30～令和2年度	"		権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:法人後見支援員研修、法人後見専門員研修、広域的な体制整備に取り組む市町村への補助
令和3年度	高齢者権利擁護支援事業 (高齢者権利擁護支援センター(県社協)委託) 内容:相談窓口(虐待防止、成年後見)の設置、市町村職員等研修、高齢者施設職員等研修、市町村の啓発活動支援		成年後見制度利用促進事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:法人後見支援員研修、法人後見専門員研修、法人後見専門員活動の支援、法人後見支援員養成の支援、広域的な体制整備に取り組む市町村への補助

②市町村社協等による法人後見受任体制整備

【背景】

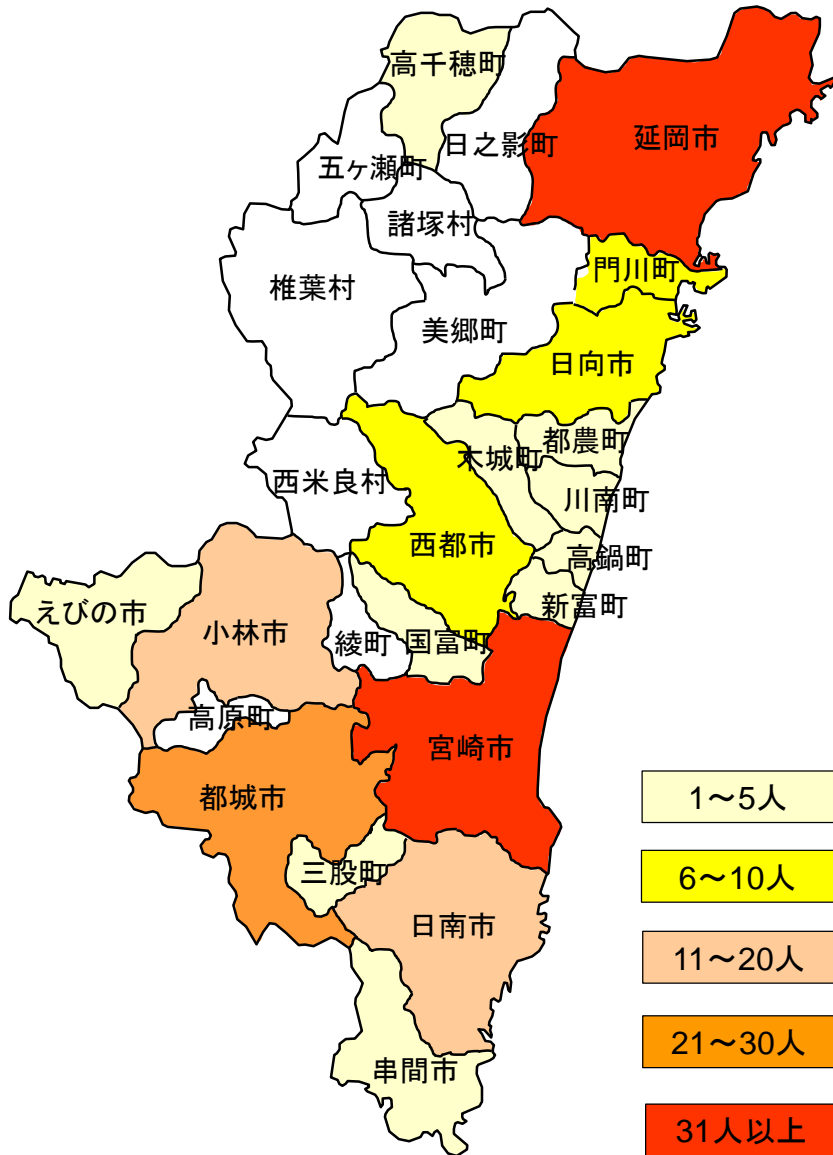
- 成年後見人と本人との関係
親族後見人の割合は低下し、第三者後見人の割合が上昇



※ 宮崎家庭裁判所統計をもとに作成。

専門職団体等の成年後見等受任可能会員数 専門職の地域偏在

(令和2年4月1日時点)



		弁護士会	司法書士会	社会福祉士会	行政書士会	税理士会	計	H31.4.1比増減
西臼杵	高千穂町	0	2	0	0	0	2	0
	日之影町	0	0	0	0	0	0	0
	五ヶ瀬町	0	0	0	0	0	0	0
延岡市		9	6	19	6	0	40	2
日向市		2	0	4	0	0	6	1
東臼杵	門川町	0	0	6	0	0	6	1
	諸塚村	0	0	0	0	0	0	0
	椎葉村	0	0	0	0	0	0	0
	美郷町	0	0	0	0	0	0	0
西都市		1	1	6	0	0	8	2
児湯	高鍋町	0	2	2	0	0	4	▲1
	新富町	0	0	0	1	0	1	1
	西米良村	0	0	0	0	0	0	0
	木城町	0	0	1	0	0	1	1
	川南町	0	2	0	0	0	2	0
	都農町	0	0	2	0	0	2	1
宮崎市		61	38	56	7	5	167	4
東諸島	国富町	0	1	2	0	0	3	1
	綾町	0	0	0	0	0	0	0
都城市		7	8	14	0	0	29	2
北諸島	三股町	0	0	1	0	0	1	0
小都市		1	6	7	0	2	16	0
えびの市		0	1	1	0	0	2	▲1
西諸島	高原町	0	0	0	0	0	0	0
日南市		2	4	7	0	0	13	2
串間市		0	1	3	0	0	4	0
県外		0	0	1	0	0	1	0
計		83	72	132	14	7	308	16

※事務所等が所在する市町村別の会員数

③市町村・市町村社協等との意見交換

- ・平成28年度より年度当初（5月頃）に県内4地区で、権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業の事業説明会と併せて意見交換会を実施
- ・平成30年度より家裁、専門職等がオブザーバー参加し、市町村の取組状況や課題等を共有
- ・意見交換会後に体制整備に関する調査を実施し、個別課題等を把握

年度	説明事項等	意見交換の内容	参加者
H28年度	【説明】 ①県内の成年後見制度の利用状況 ②県事業の説明 ③広域による法人後見の取組 【情報提供】 ・国・県の補助事業等 ・市民後見人推進等	①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制の整備方針 ④成年後見人材育成等事業への参加意向 ⑤広域実施による法人後見受任体制整備	市町村、市町村社協
H29年度	【説明】 ①県内の成年後見制度の利用状況 ②県事業の説明 【情報提供】 ・成年後見制度利用促進計画 ・市民後見事業に関する全国調査	①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制の整備方針 ④法人後見支援員（市民後見人）養成研修修了者の活動状況 ⑤広域実施による法人後見受任体制整備 ⑥専門職等との連携	市町村、市町村社協
H30年度	【説明】 ①市町村の成年後見制度利用促進状況 ②県事業の説明 ③施設入所者の成年後見制度利用状況 【情報提供】 ・成年後見制度利用体制整備の手引き	①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制整備の取組状況・課題 ④法人後見支援員（市民後見人）養成研修修了者の活動状況 ⑤地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置、計画策定の方針 ⑥広域実施による体制整備 ⑦未成年後見	市町村、市町村社協、大学助教 （オブザーバー：家裁、専門職等）
R1年度	【説明】 ①市町村の成年後見制度利用促進状況 ②県事業の説明 ③本人情報シート ④法テラスの業務	①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制整備の取組状況・課題 ④地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置の方針 ⑤市町村計画策定の方針 ⑥広域による体制整備	市町村、市町村社協、法テラス （オブザーバー：家裁、専門職等）

財源不足、人材不足が共通課題

※R2年度は新型コロナウイルスの影響により開催せず

④市町村支援の検討（H29年度）

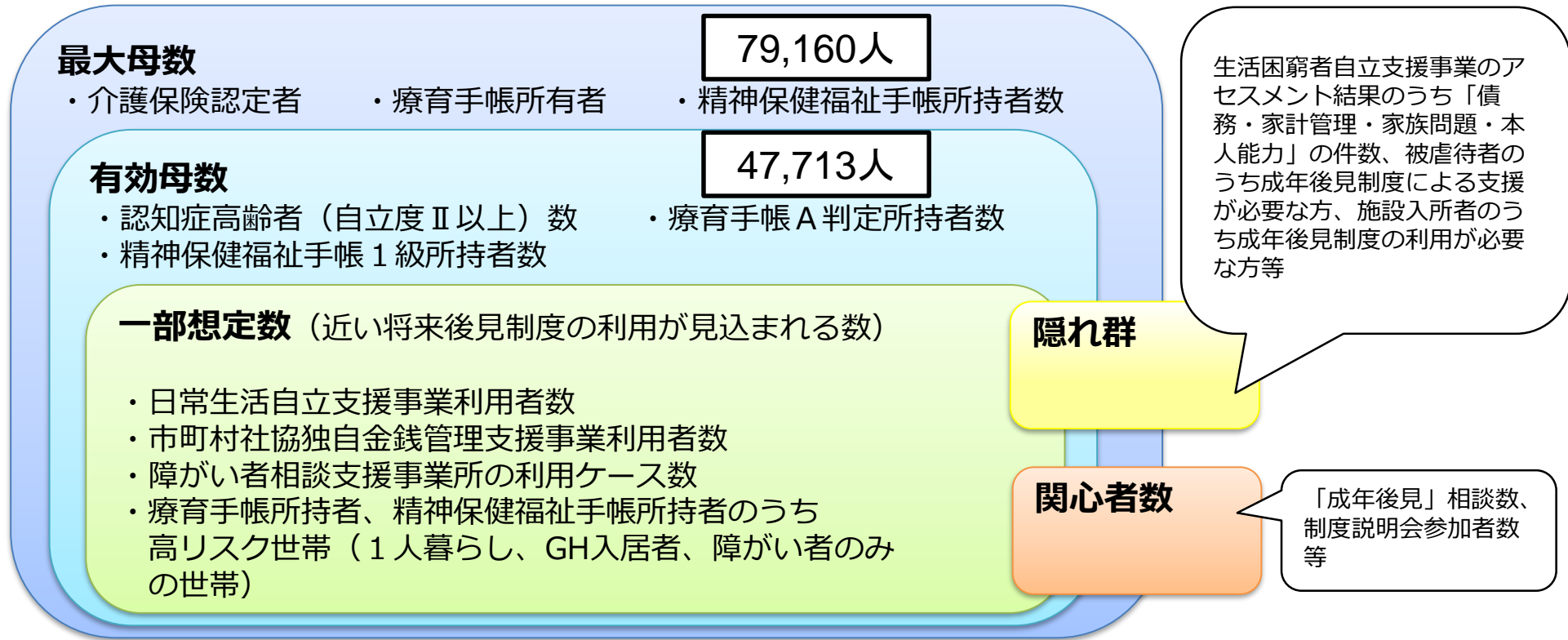
- ◆県担当者自身が会議や研修会等に積極的に参加し、成年後見制度に関する理解を深め、成年後見制度利用促進のイメージを整理。
⇒県民の権利擁護を意識（市町村主体の取組促進）
- ◆市町村の実態把握
 - ・市町村別の状況（利用者数の調査、認知症高齢者推計算定）を把握し全ての市町村で定量的なニーズを確認
- ◆市町村の課題把握
 - ・財政力指数が低い、人材不足（業務量過多、経験）、専門職不在、といった課題を有する市町村では単独での取組は困難
- ◆広域的な見地からの支援を検討（促進法第15条）
 - ・広域連携による体制整備促進を前提に支援を実施
⇒市町村の考え（連携・単独等）を尊重した後方支援

◆市町村の実態把握（調査の実施）

- ・市町村、家裁、専門職団体に対し**外部公表を前提とした調査**の実施
- ・調査項目は適宜見直し（国調査等との重複項目は県調査から削除）
- ・調査結果は市町村へメールで送付し、各種研修・会議等で関係団体等へ公表

調査先	調査項目
市町村	<p>【市町村の現状把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定量的なニーズ（介護保険認定者数等） ②市町村長申立状況（件数、受任者等） ③市町村長申立状況（高齢者） ④市町村長申立状況（障がい者） ⑤成年後見制度利用支援事業の実施状況及び予算・決算 ⑥法人後見実施法人への市町村独自の支援状況（財源、予算等） ⑦地域連携ネットワーク構築、中核機関設置、市町村計画策定状況 ⑧成年後見制度利用促進の方針、課題
専門職団体等（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会、精神保健福祉士会）	<p>【後見等の担い手把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会員数（事務所等の所在市町村別） ②会員のうち成年後見等受任可能会員数（事務所等の所在市町村別） ③成年後見等受任可能会員数（活動可能な市町村別）
宮崎家庭裁判所	<p>【市町村の現状把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①成年後見制度の概況（最高裁公表の宮崎家裁本庁・支部別版） ②成年後見制度利用者数（市町村別）

【参考】権利擁護（成年後見制度利用等）に係るニーズ（イメージ） ※1



最大母数	介護保険認定者数 ※2	58,359人
	療育手帳の所持者数 ※2	11,437人
	精神障害者保健福祉手帳の所持者数 ※2	9,364人
有効母数	認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）数 ※3	42,387人
	療育手帳A判定所持者数 ※2	4,682人
	精神障害者保健福祉手帳1級所持者数 ※2	644人
一部想定数	日常生活自立支援事業の利用者数 ※2	678人

※1 上記イメージ図は、「H30.3.7成年後見制度利用促進フォーラムレジユメ（豊田市報告）」をもとに作成

※2 厚生労働省成年後見制度利用促進室調査（R2.10.1時点について照会。市町村により時点が異なる場合がある。

※3 宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室調べ

◆市町村の課題把握（広域連携の体制面等の現況把握）

内部要因

外部要因

強み

- ・社協(A市、B町、C町)による法人後見業務の実施
- ・法人後見支援員(市民後見人)の育成
- ・地域ケア会議の充実(A市)

機会

- ・元気な高齢者の増加
- ・定住自立圏等の既存の連携
- ・地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置、利用促進計画の策定等が求められている(法令、計画)
- ・家庭裁判所の管轄
- ・国の補助に係る事業対象の拡充

弱み

- ・行政職員数の減少
- ・財源の減少
- ・人材の不足(司法や福祉の専門職)

脅威

- ・人口減少(少子・高齢化)の進展
- ・単身高齢者世帯の増加
- ・認知症高齢者数の増加
- ・雇用形態の多様化
- ・日常生活支援(買い物、交通手段等)を必要とする方の増加
- ・社会的孤立の懸念(高齢者、若者等)



「弱み」を改善し、強みを生かすための選択肢の1つが**広域連携**

- ・人員配置や人材活用の効率化
- ・コスト削減(負担の分担)
- ・普及、啓発活動等の取組効率化

(広域連携のメリット・デメリット)

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置や人材活用の効率化 ・コスト削減(負担の分担) ・普及、啓発活動等の取組効率化 ・事例等の情報共有が容易になる ・広範な地域資源を活用できる ・住民の生活圏域、医療圏域に合致 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲が広大となる ・意思決定に時間を要する ・全体を調整する市町村への負担が集中

④市町村支援の検討（H30年度）

◆高齢者権利擁護に係る方向性の整理（平成30年度担当内整理）

		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
高齢者権利擁護支援事業	内容	〈県社協委託〉 ・高齢者虐待、成年後見制度に関する助言・支援 ・虐待対応研修（行政、施設職員対象） ・成年後見制度研修（行政対象） ・孤立死防止セミナー（行政対象） ・出前講座 〈県直営〉 ・虐待防止、成年後見制度、孤立死防止に関する連絡会議 ・リーフレット作成	H31～改善 新たに追加 ・実践的な研修 ・地区別情報交換会・意見交換会 ・事例集の作成 ・出前講座のメニューにセルフ・ネグレクト				
	課題	（虐待防止） ・初動期対応に時間がかかる ・実際の支援の在り方、市町村域を超えた場合の連携 ・異動により、ノウハウが蓄積されない ・成年後見制度へのスムーズなつなぎ（孤立死防止） ・セルフ・ネグレクト状態にある人の把握 ○県民の理解 ○市町村での取組格差	○高齢者総合支援センターの在り方（人員配置・業務） ○成年後見制度普及検討連絡会議の在り方・・実効性のある会議体への転換又は地区別情報交換会を充実強化 ○虐待防止、孤立死防止の連絡会議の在り方 ○介護施設、訪看ステーション等の職員への虐待研修の実施				
資質向上・権利擁護人材育成事業	内容	〈県社協委託〉 ① 法人後見支援員研修 ・養成研修 ・フォローアップ研修 ② 法人後見専門員研修 ・育成研修 ・スキルアップ研修 〈県直営〉 ・広域的な成年後見受任体制整備に取り組む市町村に対する経費支援			研修の一部を広域連携に取り組む市町村へ移行 H33～改善 ・広域的な成年後見受任体制整備に取り組む市町村に対する支援を充実（人材育成補助）		
	課題	○高齢者総合支援センターの在り方 ○県の支援の在り方 ○（広域連携を行う）市町村へ研修を段階的に移行 ○市町村での取組格差、体制整備 ○市民後見人の活動手引きのようなもの、作成	○広域同士の相互連携 ○市町村単独での体制整備 ○市町村のレベルに応じた支援 ○育成した法人後見支援員の効率的な活用、バックアップ体制の構築			県全体の底上げ、事務の平準化	

※権利擁護全般について、広域連携による取組の模索

◆成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組整理 (平成30年度担当内整理)

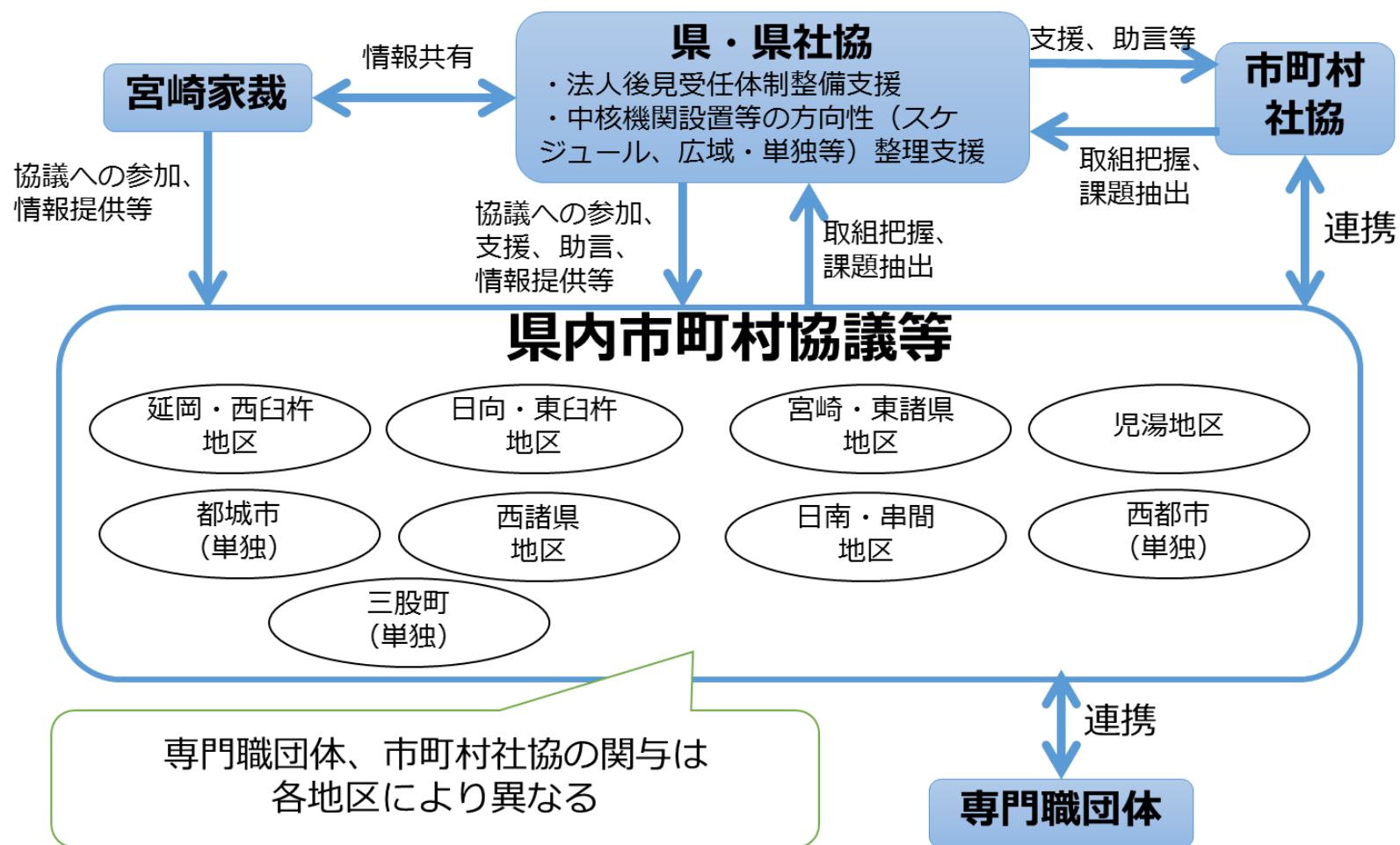
	基本計画の計画期間	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度		
		第一次			第二次				
県	事業	高齢者権利擁護支援事業	改善：高齢者権利擁護支援事業			改善：高齢者権利擁護支援事業			
		権利擁護人材育成・資質向上体制づくり事業					改善：権利擁護人材育成・資質向上体制づくり事業		
				成年後見制度普及検討連絡会議の在り方見直し					
		市町村への広域的な見地からの助言、必要な支援							
	○制度の周知	チラシ等の資料、出前講座などによる周知	出前講座等による周知						
	市町村社協による ○法人受任体制の整備 ・法人後見専門員養成 ・基盤整備	国制度の市町村への周知							
		整備促進の働きかけ、他自治体の取組等情報提供							
	市町村による ○地域連携ネットワーク構築 ○中核機関の設置・運営	他自治体の取組等情報提供							
		市町村のネットワーク等の整備・取組状況の把握、市町村のフォローアップ							
市町村による（努力義務） ○計画の策定 ○審議会・合議制機関の設置	市町村への支援								

【広域連携市町村】

- 方向性、スケジュールリングの共有
- 連携実施、単独実施の取組明確化
- 共通した施策の計画への落とし込み
- 連携市町村の相互支援
- 圏域間の情報共有

⑤市町村個別訪問

- ・協議の場の調整からスタート（勉強会からスタート）
- ・協議については原則市町村主催として実施
- ・地域は既存の市町村間の連携状況（定住自立圏等）をもとに市町村が設定



- ・初回の協議でおおまかな方向性（広域連携で検討を進める）や全体スケジュールを共有し、決定後はそのスケジュールに沿った協議等を実施
- ・各地域の協議の場に、他地域の市町村のオブザーバー参加を調整

【平成30年度実績】

地域	協議内容等	出席回数※	対象市町村	県の役割・取組
宮崎・東諸県	宮崎・東諸県における広域的な体制整備等について	2回	宮崎市、国富町、綾町	○アドバイザー <ul style="list-style-type: none"> ・協議の進め方の提案（目標の共有、スケジュールの設定等） ・協議内容に対する意見 ○勉強会の講師 <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワーク、中核機関のイメージ ・先進事例の紹介 ○ファシリテーター <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の課題や目標等を確認、共有 ○情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・各種調査結果 ・他の地域の取組状況の紹介 ○進捗状況の確認 <p>※手引き、セミナー資料、ニュースレター等を活用</p>
延岡・西臼杵	延岡・西臼杵における広域的な体制整備	4回	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	
日向・東臼杵	日向・東臼杵における成年後見制度利用促進	2回	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町	
西諸県	西諸県地区における広域的な体制整備	2回	小林市、えびの市、高原町	
児湯	児湯地区における広域的な法人後見受任体制整備	3回	高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	
三股町	三股町における成年後見制度利用促進（法人後見受任体制整備）	2回	三股町	

※ 県が出席した回数のため、出席回数以上の協議が実施されている地域もある。

【参考】 家庭裁判所、専門職団体等との連携

	連携状況		
	H29年度	H30年度	R1年度～現在
宮崎県社協	委託業務をベースとした役割分担（会議、調査等の連携）		
宮崎家庭裁判所	家裁本庁・支部別、市町村別の成年後見制度に係る調査協力		
	家裁が専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）と実施する打ち合わせにオブザーバー参加		
	家裁主催の連絡会議への参加、県内の取組説明		
専門職団体、 大学等	各市町村の取組状況の情報共有		
	各団体主催のセミナー等へ後援、参加（県内状況の報告）		
	各団体会員向け研修において県内市町村の取組状況等報告		

県民がどの地域でも成年後見制度を利用できるような体制整備を目指す

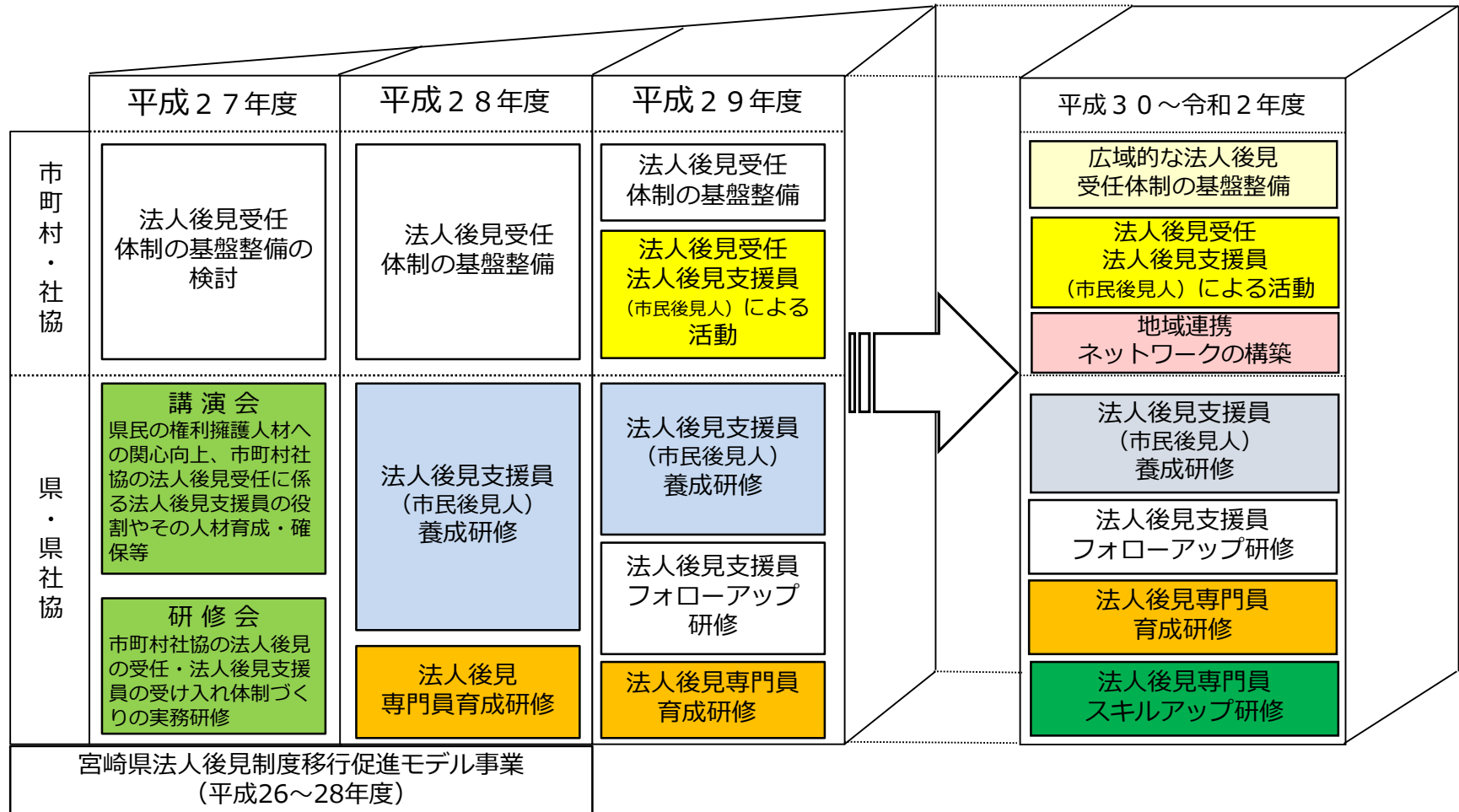
◆ 権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業（H30～R2年度）

ア 法人後見受任体制整備のための権利擁護人材育成（県社協への委託）

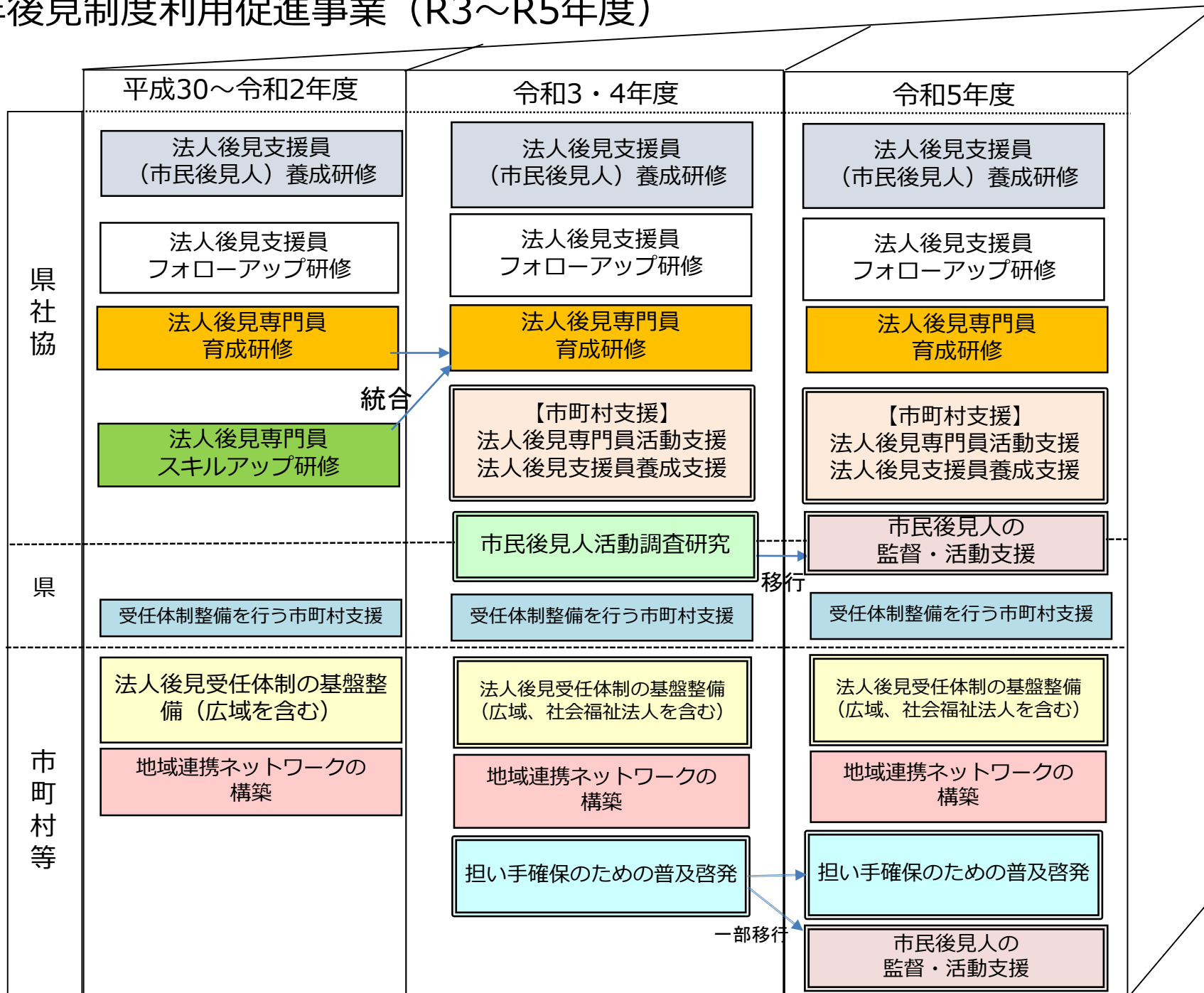
市町村社会福祉協議会等において後見業務を担う法人後見専門員や法人後見支援員の育成及び一層の資質向上を図るための各種研修の実施

イ 広域的な成年後見受任体制整備等に取り組む市町村の人材育成への支援

広域的な法人後見受任体制整備等に係る検討会、研修会等の実施に要する経費等への補助



◆成年後見制度利用促進事業（R3～R5年度）



2. 今後の本県の成年後見制度利用促進の方向性

◆市町村支援の継続

- ・進捗管理、課題の把握、情報共有
- ・各中核機関の連携、情報交換

◆市民後見人の選任、活動に向けた支援

- ・これまで育成した法人後見支援員（市民後見人）の活用

◆中山間地域等における担い手の確保

- ・市町村社協等による法人後見受任体制の整備

◆各市町村の成年後見制度利用支援事業の要綱等の整理検討

- ・対象者、監督人への助成等の取扱い